

一 般 社 団 法 人
関 西 建 築 業 協 議 会
会 員 会 則

平成 18 年 9 月 1 日	理事会にて決定
平成 19 年 5 月 2 日	総会にて名称変更決定
平成 21 年 8 月 5 日	臨時総会にて一般社団法人に改組
平成 24 年 2 月 25 日	改訂

(会 員)

第 1 条 関西建築業協議会の設立趣意書及び定款を遵守し、関西建築業協議会に入会します。

(役 割)

第 2 条 関西建築業協議会の地域と環境に適した優良住宅の普及・振興に向けての活動に積極的に参加します。

第 3 条 会員は当協議会の名誉、信用を失墜する行為をしてはならない。

第 4 条 会員は当協議会の目的を理解し、円滑なる運営に協力しなければならない。

第 5 条 会員を退会した時は資料を速やかに返却し、以後会員と思しき紛らわしい行為をしてはならない。

(入会金および会費)

第 6 条 会員は入会に際して入会申込書を提出した後、定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

第 7 条 理事会の決議により臨時会費を徴収することがある。

第 8 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金はその理由の如何を問わず、これを返還しない。

第 9 条 会員は事情が生じ退会する時は、一ヶ月前までにその旨事務局に書面で連絡し会費などの未払い分の清算を速やかに行う。

第 10 条 会員は入会金および会費をすみやかに支払わなければならない。これは年度更改に際しての会費請求についても同様である。

(暴力団等の排除)

第 11 条 会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業若しくは団体又は関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）である場合、若しくはこれが判明した場合 ただちに会員資格を喪失する。

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員が定款、会則に違反又は会員としてふさわしくないと判断した場合は、理事会の決定により除名とし、会員資格を喪失する。

第 13 条 第 10 条、第 11 条に違反した場合、ただちに会員資格を喪失する。

(会員権利の喪失)

第 14 条 会員の資格を喪失した者は、会員の権利一切を失う。なお、会費の未払いがあった場合には速やかに清算を行う。

(会則の変更)

第 15 条 関西建築業協議会は、運営上不利益が生じ止むを得ないと判断した場合は会則の変更をする。その場合は、変更後の規定に従い取り扱うものとする。なお、当協議会の任意の変更によって損害が生じたとしても、当協議会は一切の責任を持たない。

以上

「暴力団排除条例」施行に伴う当団体の対応について

一般社団法人関西建築業協議会

一般社団法人関西建築業協議会（以下、当協議会という）では、暴力団の活動を助長する行為の禁止などについて規定された「暴力団排除条例」の全都道府県での施行に伴い、暴力団関係者との取引はいたしません。

法と社会的規範遵守の観点から、今後とも市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係遮断を徹底してまいります。各位におかれましては、趣旨をご理解・ご協力をお願い申し上げます。

また、最近、住宅の新築工事、調査診断、点検、リフォーム工事で、社会一般でクレーマーや悪質な活動業務妨害が多発しています。警察からの指導をもとに、下記の内容を記載させていただきます。何卒よろしくご了承下さい。

- 1、クレーマー又は暴力団関係者様のお問合せ・ご来所・ご連絡は一切お断り申し上げます。
- 2、当協議会は、当協議会の活動や支援事業に関わる何らかのトラブルなど如何なる場合もご利用者様のご自宅、その他如何なる場所にも当協議会からお伺いできません。すべてお電話・書面又はメールでのご対応となります。またご来所は防犯上お断り申し上げます。
- 3、クレーマー又は暴力団関係者様と当支援センターが判断した方は一切のご対応をお断りすると同時に警察へ通報いたしますのでご了承下さい。
- 4、当協議会の活動を妨害又は当協議会の活動と関連性の少ない電話や当協議会が過度と判断できる対応の回数はお断りすると同時に警察へ通報いたしますのでご了承下さい。
- 5、当協議会のメール及び電話の会話はすべて自動録音となっており、その内容は警察の指導のもと即時開示できる状態にしておりますので、ご了承ください。
- 6、当協議会の業務全般に対する誹謗中傷のメール、インターネット上の書込みについては、即時警察へ通報し顧問弁護士と協議の上、損害賠償等の法的な処置を行わせて頂きますのでご了承下さい。
- 7、当協議会の活動及び支援事業に関するご説明等は、ご利用される前後に関わらず契約の役務ではありませんのでご了承下さい。
- 8、当協議会の活動及び支援事業後のクレームは如何なる場合も、活動・支援事業を受けられる時に申し込まれた本人様以外の代理の方とはご対応出来ませんのでご了承下さい。また、匿名や当協議会のご利用者様と確認できない方との利用後のご対応は出来ませんのでご了承ください。

以上

2012年2月25日